

五島市行政改革大綱

平成17年10月21日

五 島 市

目 次

行政改革の必要性	
1 市政を取り巻く環境の変化	1
2 行政改革の基本的な考え方	2
行政改革の基本方針	
1 行政改革の基本方針	3
2 行政改革大綱の構成	4
3 行政改革の実施期間	5
4 行政改革の推進体制	5
5 行政改革の進捗状況の公表	5
行政改革の具体的な取り組み	
1 市が担うべき役割への重点的な取り組み	6 - 7
(1) 民間への事業の委託または移譲の推進	
(2) 公の施設の見直しと指定管理者制度の活用	
(3) 地方公営企業の経営健全化等の推進	
(4) 第三セクターの抜本的な見直し	
2 市民との協働推進	8 - 9
(1) 市民参画行政の推進	
(2) 公正の確保と透明性の向上	
3 市民サービスの向上	10 - 11
(1) 窓口サービスの向上	
(2) 電子自治体の推進	
4 組織・機構の見直し	12 - 13
(1) 簡素で効率的な組織・機構	
(2) 地方分権に対応した組織・機構	
(3) 審議会等の活性化	
(4) 監査機能の強化	
5 人材の育成・確保	14 - 15
(1) 人材の育成	
(2) 人事制度の見直し	
6 財政の健全化	16 - 18
(1) 財政運営の目標設定	
(2) 効率・効果的な財政運営	
(3) 自主財源の確保	
(4) 公共工事の見直しと事業費縮減	
(5) 行政評価システムの活用による事務事業の見直し	
7 定員管理・給与の適正化	19 21
(1) 定員管理の適正化	
(2) 給与の適正化	

行政改革の必要性

1 市政を取り巻く環境の変化

21世紀を迎えて、急激な少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展等、社会経済情勢は大きく変化し、また、市民の価値観や生活様式の変化、環境に対する関心の高まりにより、市民のニーズは多種・多様なものとなってきています。

地方行政においても、地方分権の進展にともなう新たな行政需要に対し、その事業のあり方を自らの責任において選択し、個性ある豊かな地域づくりを実現することが求められています。

こうした状況下において、平成16年8月1日に下五島1市5町が合併して誕生した本市は、分権型社会に向けた行政施策の転換期に直面しています。

しかしながら、本市の財政状況は、人口の減少、景気の低迷等により市税の伸びは期待できないにも関わらず、三位一体改革により国庫支出金や地方交付税が減額される一方、人件費、公債費等の義務的経費が増加する等、財政再建団体への転落の可能性も否定できない危機的な状況にあります。

2 行政改革の基本的な考え方

本市の財政状況は危機的な状況にあることから、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応していくためには、簡素で効率的な行政運営を図ることが必要であり、そのためには、「定員管理の適正化」、「組織・機構の見直し」、「財政運営の健全化」が緊切な課題となっています。

そこで、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）という地方自治運営の基本原則に立ち返り、市民に対し良質の行政サービスを提供するため、NPM（ニューパブリックマネジメント - 新公共経営）の手法を導入して、自らの責任において行政改革に取り組んでいく必要があります。

また、市政や行政改革の推進に当たっては、市民参画のもと、「市民と行政の協働」により、これを進めることが重要です。市民と行政が情報を共有しながら協働し「分権型社会にふさわしい行政システムを構築」することにより、市民本位の市政、個性ある豊かな地域づくりを推進しなければなりません。そのことによって、現在策定中である「五島市総合計画」の実行性を高めることができると考えます。

本市では、市民と行政が共に知恵を振り絞り、行政の抜本的な改革を行うため、有識者等で構成する「五島市行政改革推進委員会」の貴重なご意見を踏まえて、「五島市行政改革大綱」を策定し、改革を推進していきます。

今後は、この大綱に基づき、本市の行政に関わる全ての者が、行政改革の推進により、その成果を早期に得ることが市民の信頼と期待に応えるものであるとの認識を共有し、その認識のもとに五島市の「豊かな島づくり」のため、市民の視点に立った行政改革と意識改革に取り組んでいきます。

行政改革の基本方針

1 行政改革の基本方針

「豊かな島づくり」のため、市民の視点に立った行政改革と意識改革の実現に向けて、次の3つの基本方針に基づき推進するものとし、この基本方針に沿って、具体的施策に取り組んでいきます。

(1) 市が担うべき役割への重点的な取り組みと市民との協働推進

今後の活力ある地域づくりのためには、市民の理解と協力のもと、市民と行政が協働しながら事業を展開していくことが重要であり、公共サービスの提供についても、民間の優れたノウハウを積極的に活用し、市は自らが直接担うべき役割、市のみが担い得る役割を明確にしたうえで、これに重点を移していきます。

また、市民のニーズを的確に捉え、より良い市民サービスを提供していくためにも、情報公開を積極的に行い、市民と行政とが情報を共有できるシステムを確立して、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(2) 地方分権時代に対応した効率的な組織づくり

地方分権の進展にともない新たに生起する行政需要に対し、その事業のあり方を自らの責任において選択することが求められています。市民のニーズを的確に把握して、有効な施策を企画立案するためには、弾力的で柔軟性を有し、かつ、機動力に富んだ組織の編成が重視されなければなりません。

そこで、本庁の組織はもちろんのこと、行政機構のスリム化と経費の削減という合併の本来の目的に照らし、支所が果たすべき役割についても、市民サービスの維持・向上を図りながら見直します。

また、自己決定、自己責任に基づく行政運営を行うために、政策形成能力、創造的能力を有する人材の育成・確保に努めます。

(3) 財政運営の健全化

各種の財政指標や基金残高が示すとおり、本市の財政状況は財政再建団体への転落の可能性も否定できない危機的な状況にあるのが現状です。

地方分権推進として政府が推し進める三位一体改革は、自主財源比率が低い離島・山間地域自治体にとっては、「国庫支出金及び地方交付税の削減」という厳しい側面が際立っています。

こうした中で地方自治体としても責務を果たすには、基幹産業の活性化や新たな産業の育成による自主財源の確保とともに、必要不可欠な事業の選択と効率的な事業の実施による徹底した経費の節減が緊急の課題であることから、公共工事をはじめとした各種事業や補助金の削減等、財政の健全化に取り組めます。

また、市の職員についても、市民とともに痛みを分かち合う姿勢が必要であることから、人員規模や給与水準の見直しによる人件費の削減に取り組めます。

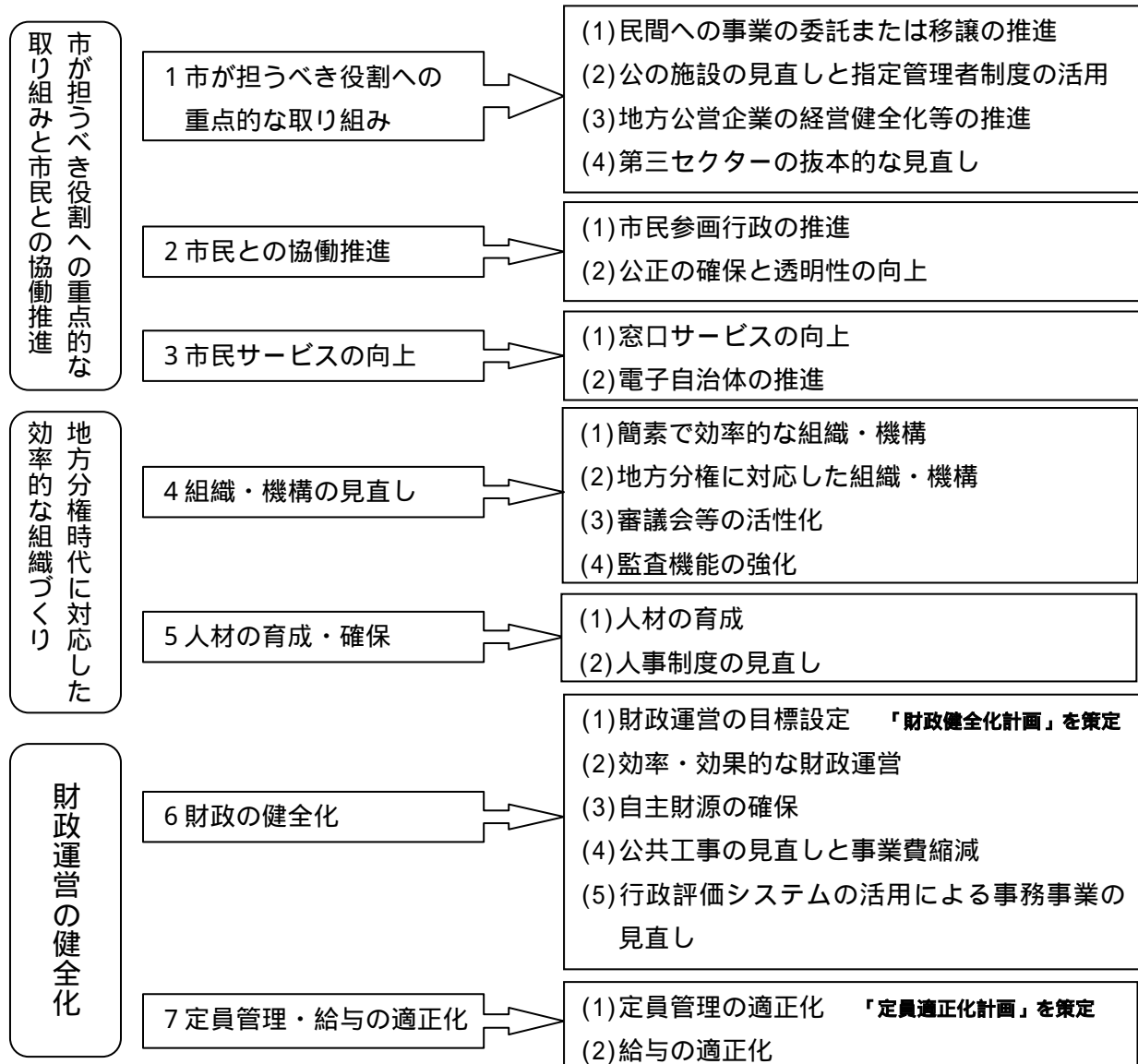
2 行政改革大綱の構成

行政改革大綱の構成は、取り組むべき課題に沿って、具体的な取り組み項目を掲げ、取り組みの内容と目標年度を示した「実施計画」を策定したうえで、可能な施策から直ちに実施します。

また、定員管理の数値目標を示した「定員適正化計画」と財政運営の数値目標を示した「財政健全化計画」を策定し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

「豊かな島づくり」のための市民の視点に立った行政改革と意識改革

【基本方針】 【取り組むべき課題】



3 行政改革の実施期間

行政改革大綱の実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

また、行政改革実施計画については、毎年度その進捗状況を点検、確認するとともに組織の改編や市民のニーズに適切に対応できるよう追加、修正を行い、可能な限り早期に取り組むこととします。

4 行政改革の推進体制

行政改革大綱の着実な推進を図るためには、職員一人ひとりの自覚と不断の努力が重要であり、市長を本部長とする「五島市行政改革推進本部」を中心として、改革目標の達成に向けて、毎年度の取り組むべき課題を明確にしながら、全庁的に取り組んでいきます。

5 行政改革の進捗状況の公表

行政改革の進捗状況については、有識者等で構成する「五島市行政改革推進委員会」に報告し、広報紙・ホームページ等を通じて広く市民に公表して、市民の意見の把握に努め、行政改革の推進に反映させていきます。

行政改革の具体的な取り組み

1 市が担うべき役割への重点的な取り組み

地方分権型社会の進展にともない、自治体の間にも競争原理が導入されようとしており、「均衡ある発展」から「個性ある地域の発展」への転換が求められています。

「民間で出来ることは民間へ」という時代の大きな流れの中で、民間の優れたノウハウを有効に活用する一方、市は自らが直接担うべき役割に重点を移すことが、民間雇用の創出と行政経費の節減の両面からみて有益であることから、積極的に市が運営する各種施設の民間への委託または移譲を推進していきます。

(1) 民間への事業の委託または移譲の推進

老人福祉施設については、社会福祉法人が多数存在しており、他方、すでに市が保有する施設の多くが、その運営を民間に委託されていることから、市が直接運営している3つの老人ホームについては、民間への委託または移譲を18年度からの実現に向けて取り組んでいきます。

保育所、幼稚園については、合理的な統廃合を進める一方、存続させる施設では、地域に密着したサービス提供の強化を図るとともに、規制の緩和、関係機関との調整、情報の提供等、民間が新規参入しやすい環境を整備することにより、民間への委託または移譲を積極的に推進します。また、民間によるサービスの提供で需要が足りている地域にあっては、市が運営する施設の廃止についても検討する等、それぞれ地域の状況に応じて対応します。

上記以外の行政サービスの提供についても、公権力の行使に十分配慮し、あらゆる部門において民間への委託及び移譲の可能性を検討します。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 特別養護老人ホームの民間委託・移譲
- ・ 養護老人ホームの民間委託・移譲
- ・ 保育所・幼稚園の民間委託・移譲
- ・ 各診療所の民間委託・移譲

(2) 公の施設の見直しと指定管理者制度の活用

市が保有する公の施設については、その必要性を改めて検証し、設置の目的が薄れたもの、他の施設と重複し利用度の低い施設は廃止を検討します。

公の施設の管理については、指定管理者を指定して管理することを原則とし、指定に当たっては、指定管理者制度の本来の目的が達せられるよう、利用料金の徴収や施設の維持管理費の支払いも含めた包括的な協定を結ぶことに努めます。また、指定管理者を指定できないものについては、その理由を明らかにすることとします。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 保育所の統廃合
- ・ 温泉施設等(富江・三井楽・岐宿)の運営の健全化
- ・ 小中学校の統廃合
- ・ その他重複施設の見直し
- ・ 指定管理者未指定施設への指定の拡大
- ・ 指定管理者指定施設の協定内容の見直し
- ・ 住民センター指定管理者指定施設の適用除外
- ・ 介護保険施設として利用している施設の使用料の見直し

(3) 地方公営企業の経営健全化等の推進

市が地方公営企業として運営している事業については、当該事業そのものの必要性和市が運営することの必要性について検討します。

市内を運航する離島生活航路については、市が直接運航する3つの交通船事業のみならず、民間が運航する航路も国・県からの補助金のほか、市による赤字補填を受けて運航されている現状にありますが、今後とも安定した運航を継続するため、各航路事業の統合等、より効率的な運航体制を構築して赤字額を圧縮する方策を調査、研究し、直営航路の民間への委託または移譲を含め事業のあり方について再検討します。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 交通船事業の見直し

(4) 第三セクターの抜本的な見直し

市が出資する第三セクターについては、事業内容、経営状況、公的支援等について、議会に対し適宜適切な報告を行うとともに、住民に対しても分かりやすい情報公開に努め、統廃合、民間移譲、完全民営化を含めた積極的な見直しを行います。

2 市民との協働推進

高度情報化社会の到来は、市民のニーズの多種・多様化をもたらすとともに、市民の市政に対する関心やボランティア意識の向上を促すことで、市民参加や市民活動を活発化させています。

今後の行政運営の遂行に当たっては、市民と市がそれぞれの立場を尊重しながら真の「パートナーシップ」を築き上げ、市民の行政への積極的な参画を促し、協働しながら事業を展開することで、住民自治を推進していきます。

(1) 市民参画行政の推進

広聴活動強化

日頃から市民の市政への関心を高め、市政への参画意欲を促すためには、行政施策の形成過程を明らかにし、市民の理解と協力を得ることが重要です。市民の市政に対する意見、提言を取り入れるため、地域審議会をはじめ各種審議会・委員会を積極的に活用し、或いは、定期的な市民意識調査を実施する等、より多くの市民からの生の声を聴く取り組みを推進します。

市民参画制度の確立

地方分権の進展にともない、自己決定・自己責任によるまちづくりを進めていくためには、政策形成過程に市民の意見を積極的に採り入れていくことが重要です。地方分権一括法が制定されて以降、「まちづくり基本条例」・「市民参加条例」・「パブリック・コメント手続条例」等を制定している自治体も多く、本市においても、条例制定の検討や各種審議会等における市民委員の選任に関して公募制を採用する等、広く市民の意見を取り入れるための制度を構築していきます。

近年、ボランティア等に対する市民意識の向上から、ボランティア活動やNPO（特定非営利活動組織）活動といった市民が行う自由な社会貢献活動が様々な分野に広がりを見せています。本市においても、毎年開催される「アイアンマン・ジャパン五島長崎」は多数のボランティアに支えられ、また、介護やITといった分野において、公益の増進に寄与することを目的とするNPOが設立されています。こうした活動に対し、市はボランティアやNPO等市民団体の特性を理解し、自主性を尊重しながら、情報の提供や活動拠点の提供等の支援を通して各団体が活動しやすい環境を整備します。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 市民意識調査の実施
- ・ 市民参画制度の構築
- ・ ボランティアやNPO団体の活用
- ・ 公聴制度の確立

(2) 公正の確保と透明性の向上

情報公開の推進

開かれた市政を推進するためには、市民の知る権利を最大限に尊重し、市民に分かりやすい市政情報を提供することが不可欠であり、そうした観点から、情報公開制度の充実を図り、行政の透明性を高めることが大切です。

特に、公共工事に係る入札・契約手続きの透明性・公平性を確保することに関しては、公共工事の入札予定、契約情報等の事前・事後の公開を推進します。

情報化の進展にともない、個人情報の保護に関する市民の意識も高まっており、市民の人格や利益を侵害することがないように早期に環境整備を行います。

広報活動の充実

市の広報紙の他に、インターネットの特性を活かした利用と併用し、市のホームページに掲載する情報の量的な拡大と質的な向上により、鮮度の高い情報を提供します。

「e むらづくり」事業の推進により市の全域にテレビを通じた情報発信が可能となりますが、テレビを利用した情報発信については、事前に十分な調査、検討を行います。

【具体的な取り組み項目】

- ・情報公開制度の活用推進
- ・行政改革の推進状況のホームページ掲載
- ・指名業者・入札結果についての情報開示
- ・テレビを利用した行政情報の発信

3 市民サービスの向上

市民サービスの向上を図るうえで、「電子自治体の実現」は大きな課題であり、離島地域である五島市と本土との情報通信格差を是正する観点から、本格的な情報基盤整備の方策として「e むらづくり」事業を推進します。

「費用対効果」という視点から常に事業の妥当性を検証しつつ、情報通信技術を効率的に取り入れ、正確な行政情報の収集とデータベース化、事務事業のシステム化・ネットワーク化を推進することにより、事務処理日数の短縮や行政手続きに係る市民の負担軽減を図り、市民サービス向上に努めます。

(1) 窓口サービスの向上

接遇の改善

「行政はサービス業である」との意識を職員全員が持ち、接遇研修等の実施により職員の応接態度の改善や親切で分かりやすい情報提供に努め、市民に親しまれる行政を推進します。

臨時あるいは嘱託職員についても、市民への対応は正規職員と何ら変わらないことから、雇用の期間にかかわらず、市民に対する応接の指導を徹底します。

常に名札を着用することは、市民に対する説明責任を自覚した対応につながることから、継続していきます。

ワンストップサービスの推進

窓口での事務手続きについては、複数の課に及ぶものを把握して、直ちに可能なものから順次ワンストップ化するとともに、マニュアルを作成して支所での対応を支援し、市民の利便性を向上させることに努めます。

行政手続きの簡素化

行政手続きに係る市民負担の軽減を図り、申請及び届出に係る迅速な処理を行う観点から、各種申請書様式の統一化や記載事項・添付書類を極力削減し簡素化することで、行政手続きを簡略化し、処理日数の短縮を図ります。

住民の生活のスタイルは多様化しており、市民の利便性を考慮して、窓口の開設時間の延長について検討します。また、本庁と支所の昼休み時間における窓口業務の対応については、本市として統一した対応を行います。

【具体的な取り組み項目】

- ・接遇技能の向上（研修の実施）
- ・ワンストップサービスの適用拡大
- ・窓口業務における開設時間の方策の検討

(2) 電子自治体の推進

庁内情報基盤の整備

各種申請事務手続きの簡素化、迅速化等、市民サービスを向上させるため、行政情報のデータベース化に積極的に取り組み、その総合的利用を図ります。

文書管理システム等の浸透による行政運営の総合性、機動性を高め、内部事務のペーパーレス化を推進するため、引き続き職員の研鑽とシステムの改善に努めます。

「e - むらづくり」事業の推進

本市は、離島や山間部を多く抱え、その地理的条件から携帯電話やテレビ放送の電波の受信困難な地域を多く抱えていることに加え、ケーブルテレビについても一部地域のみサービスが提供される等、市内においても情報通信環境に格差が生じています。そのため、全ての市民が等しく情報を共有できるよう情報通信格差を是正するため、「e - むらづくり」事業により、全国に先駆けて市内の高速通信網を整備し、これを基盤とした地域産業の育成・振興のため、積極的な取り組みを展開します。

【具体的な取り組み項目】

- ・職員一人一台パソコンの配備
- ・電子決済システムの拡大
- ・公共施設予約システムの拡大
- ・電子申請の導入
- ・統合型地理情報システム（GIS）の構築
- ・農家台帳システムの統合
- ・図書貸出予約システムの導入拡大
- ・庁内グループウェアの統合
- ・庁内文書管理システムの統合
- ・市議会会議録検索システムの導入
- ・電子入札の導入

4 組織・機構の見直し

合併から1年を迎えた五島市にとっては、合併直後の暫定的な組織・機構とも言える現在の組織・機構の見直しが急務となっています。

今後の方向性を見据えた地域戦略のもとに行政改革を進め、重要施策の企画・調査・研究等に重点を置くとともに、弾力的な組織編成により、機動性を高め、組織の活性化と効率的な行政運営を図ります。

(1) 簡素で効率的な組織・機構

本市の財政状況が危機的状況にあることから、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に的確に対応していくためには、現在の組織・機構を簡素で効率的なものに見直すことが不可欠です。

本庁においては、共通・類似する業務の整理統合により組織を見直して人員配置の適正化を図ります。

支所については、管理部門・事業部門を本庁に集約して組織の整理統合を進め、縦割りの組織にとらわれない総合的な相談窓口機能を充実強化します。

【具体的な取り組み項目】

- ・本庁組織の適正化（類似業務の整理統合）
- ・支所組織の整理統合（本庁への業務集約）
- ・支所における窓口機能の充実強化
- ・環境美化学業の建設課移管

(2) 地方分権に対応した組織・機構

産業の育成・振興、地域社会の活性化、並びに地方分権の進展にともなう権限移譲や合併により新たに生じた行政課題に対応するため、政策立案と重点課題の推進に特化した独立の部署を新設します。

特に重要な事業の推進にあたっては、関連する部署とともにプロジェクトチームを編成することとします。

【具体的な取り組み項目】

- ・市の基本戦略を策定し、特命による重点事業を推進するための独立した部署の設置
- ・プロジェクトチームの活用

(3) 審議会等の活性化

各種の審議会等については、設置の要否、定数の見直しや整理統廃合を図ります。

新たな審議会等の設置については、可能な限り終期を設定することとし、委員の選任に当たっては、一般市民の参画を推進するため公募制を採用し、広く人材を求めることとします。

審議会委員等の構成については、重複を制限し、広範な年齢層からの参画に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るため、女性委員を積極的に選任します。

【具体的な取り組み項目】

- ・各種審議会の設置等の見直し
- ・女性委員の積極的登用

(4) 監査機能の強化

地方分権を推進し、効率的な行政運営を確保するため、「外部監査制度」の積極的な導入を検討します。また、監査機能を実効性のあるものにするため、監査の結果及びその対応について、市民にわかりやすい形で公表します。

【具体的な取り組み項目】

- ・外部監査制度の導入

5 人材の育成・確保

地方分権にともない、行政は自己決定・自己責任に基づく行政運営が求められています。まちづくりの原点は人づくりであり、行政能力を高め、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに即応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材を育成し確保することが必要です。

そのため、人事評価、昇任・昇給、職員研修を一体とする人事体系を早期に確立することに取り組みます。また、「五島市人材育成基本方針」に基づく求められる職員像を明確化し、優秀な人材の確保と職員の能力の向上を図るため、各種研修の実施、人事管理の改革、職員の意識改革等に積極的に取り組んでいきます。

(1) 人材の育成

各種研修の実施や職員の意識改革等により、これまでの前例にとらわれず、新しい提案や発想、民間のノウハウや経営感覚を柔軟に取り入れる職場環境づくりを進めなければなりません。

職員の働く意欲を高めるため、人事評価、昇任・昇給、職員研修を相互に関連づけた一貫性のある人事体系を確立することに取り組みます。

組織・機構の再構築にともない、本庁・支所間における管理職・職員の異動を促し、業務を通じた研鑽と、人材の適材適所への配置転換を行います。

【具体的な取り組み項目】

- ・五島市人材育成基本方針に基づく人材育成

(2) 人事制度の見直し

職員の自己研鑽の意欲を生み出し、職員の能力の有効活用を図るため、人事評価制度や昇任試験を導入し、昇任や昇給に反映させる人事制度を調査、研究します。

男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員を個人の資質と適性に応じた幅広い分野で登用し、女性の生活感豊かな視点を積極的に取り入れることで、生活者重視の行政サービスの提供に努めます。

職員の採用に当たっては、民間企業での実務経験を有する優れた人材を採用することにより、民間のノウハウや経営感覚、斬新な発想を取り入れ、職場の活性化と市民サービスの向上を図ります。

専門的な技術、知識を必要とする職種にあっては、定期的な異動にとらわれることなく、在任期間の延長や期限を設けた人員の配置も検討します。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 人事評価制度の導入
- ・ 人事評価制度の昇任・昇給への反映の調査研究

6 財政の健全化

一般財源収入の伸びは期待できないのにも関わらず、政府が推し進める三位一体改革により国庫支出金や地方交付税が減額される一方で、人件費、公債費をはじめとする義務的経費が増加する等、市の財政状況は危機的な状態にあります。職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、行政改革への積極的な取り組みを展開するとともに、市民への理解と協力を得ることが重要です。

歳入にあっては、市税収納率の向上や使用料、手数料、負担金等について「受益者負担」の原則に基づき、その適正化に努める等、自主財源の安定確保に努めます。一方、歳出にあっては、徹底した事務事業の見直しによる経費の節減や、積極的な民間活力の導入等の施策を実施して、健全な財政基盤の確立を図ります。

施策の展開に当たっては、緊急度・優先度・投資効果等を考慮した予算の編成・執行を図るため行政評価システムの適用を拡大するとともに、評価に基づき事務事業や補助金の整理統廃合を推進します。

(1) 財政運営の目標設定

本市の財政状況は、基金からの繰入金に大きく依存していますが、その基金の残高は極めてわずかとなっています。予算編成においては枠配分方式を採用し、各課に対して一般財源の枠を配分することにより、歳出を着実に削減し、財政の健全化を図ります。

「財政健全化計画」の策定に当たっては、各種財政指標や歳入歳出についての明確な数値目標を設定し、長期的な展望のもとに財政の構造改革を断行して健全な財政運営を図ります。

【具体的な取り組み項目】

- ・数値目標を明示した財政健全化計画の策定

(2) 効率・効果的な財政運営

効率・効果的な財政運営のためには、補助金の見直しによる削減・廃止等、市民の理解と協力を必要とすることから、分かりやすい資料を作成し、市民に公表することに努めます。

旅費・需用費等の事務的経費については、前年度実績に基づく安易な計上は慎み、徹底した見直しによる節減合理化や効果的な執行に努めるとともに、生じた執行残の執行については極力抑制することとします。

庁内管理にあっては、引き続き省資源、省エネルギー、ゴミの減量化への積極的な取り組みによる経費の節減に努めるとともに、環境問題に対する取り組みの先導的役割を果たすことで、市民意識の向上を図ります。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 財政状況を明確にするための資料の作成及び公表
- ・ 旅費の見直し（実費旅費）
- ・ 公用車の一元管理
- ・ 市有財産の適正管理

（３）自主財源の確保

地場産業の振興と、企業の誘致や新規産業の育成により地域の経済を活性化させることが、市税をはじめとした自主財源の増収にも繋がるものであり、活力ある地域づくりのための積極的な方策を検討します。

市税をはじめ、各種の使用料・手数料等については、徴収率の低下や滞納額増加の要因を明確にして徴収率を向上させ、滞納額の削減に努めます。

市の全域を対象とした滞納処分の実施部門を設置する等の方策を講じて徴収体制を強化します。

公の施設の使用料や公共サービスの手数料等については、定期的な見直しを行い、受益者の負担を適正化します。

普通財産の有効活用を図るため、将来の行政執行や公益性等、財産運営上の継続保有の必要性を検証して遊休資産の売却や貸付を促進するとともに、すでに貸し付けしているものについても貸付料の見直しを検討します。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 市税等の徴収率向上
- ・ 税外収入を含む未収納金対策専任部門の検討
- ・ 使用料・手数料の見直し（受益者負担の適正化）
- ・ 遊休資産の売却・貸付の検討

（４）公共工事の見直しと事業費縮減

公共工事の執行に当たっては、その必要性を検討したうえで事業を選択し、緊急性が低いもの、事業費に対して経済的効果が低いものについては、中止を含め見直すこととします。

経済性や民間ノウハウ活用の観点からPFI方式の導入を検討する等、事業費の縮減についても積極的に取り組んでいきます。

公共工事の執行に当たっては、周囲の環境への影響を十分配慮して、慎重に対応していきます。

【具体的な取り組み項目】

- ・公共工事の見直し

(5) 行政評価システムの活用による事務事業の見直し

行政評価システムの適用拡大

行政評価システムについては、より効果的な評価のため職員への浸透を図るとともに全支所にまで適用を拡大し、客観的な基準や指標を用いて、事務事業の必要性や達成度、成果を計画段階から終了まで検証することによって事務事業の見直しを進め、成果重視の行政運営や市民への説明責任を明確にしていきます。

事務事業の整理合理化

事務事業については、所期の目的を達成したものや行政需要の薄れたものは廃止、縮小するとともに、類似する事業の整理統合を推進します。

新たな行政課題については、行政関与の必要性、行政需要の変化等から勘案し、市民サービスの低下を招くことのないよう実施すべき事業の選択と重点事業への集約を図り、効率的な事業実施を推進します。

補助金等の整理合理化

補助金・負担金等については、経費全般についての徹底的な見直しを行い、事業内容から公共性の確保、行政の責任分野、経費負担のあり方、補助金の交付等に見合った効果、社会経済情勢の変化といった事項を基準に分析し、既に目的を達成したものや効果の乏しいものは廃止、統合し、或いは、終期の設定、段階的削減等の措置を講じ、新規補助金の設立については極力抑制することとし、やむを得ない場合はサンセット方式を導入します。

【具体的な取り組み項目】

- ・行政評価の適用の拡大と浸透
- ・行政評価を活用した事務事業及び補助金等の見直し
- ・イベントの見直し

7 定員管理・給与の適正化

公共工事をはじめとした各種事業や補助金等の削減も避けられない厳しい財政状況のもとで、市の職員についても、市民とともに痛みを分かち合う姿勢が必要であり、人員規模の見直しや給与水準の見直しによる人件費の削減は避けられないことであることから、労使間の合意を形成して実施していきます。

なお、職員の定員適正化と給与の見直しは、このたびの行政改革における大きな柱の一つであり、重点課題であることから、その進捗状況については、市民にわかりやすい形で公表します。

(1) 定員管理の適正化

「定員モデル」や「類似団体別職員数の状況」等を参考に現状との比較を行うとともに、五島市の財政状況や各所管課ごとの事務量を勘案し「定員適正化計画」の策定を行い、職員一人当たりの人口の目標を設定し、その目標に基づいた着実な実現を図ります。

財政再建団体への転落の可能性が現状よりも増大するときは、前記の目標値にかかわらず、財政再建団体への転落を回避するために目標値の引き上げを行います。

人員削減の方策として、職員の新規採用については最小限度にとどめるとともに、早期退職者に対する退職手当の優遇措置を検討します。

嘱託職員や臨時職員についても見直しを行い、職員の退職を理由として嘱託職員や臨時職員を安易に任用することなく、実質的な人員の削減を図ります。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 数値目標を明示した定員適正化計画の策定
- ・ 早期退職者に対する優遇措置の検討
- ・ 嘱託職員・臨時職員・委託事業所の見直し
- ・ 定員適正化計画の進捗状況公表
- ・ 学校校務員の嘱託化

(2) 給与の適正化

給与の見直しに当たっては、人事院より平成17年8月に勧告された国家公務員の給与構造改革の趣旨を参考として、給与制度の全般的な見直しを行うものとし、常勤の職員については勿論のこと、非常勤特別職の報酬についても見直しを検討します。

昇給については、人事評価制度を早期に導入し、人事評価に基づいて実施することを検討します。

特殊勤務手当については、その必要性について改めて検討し見直すこととします。

【具体的な取り組み項目】

- ・ 給与制度の見直し
- ・ 55歳昇給停止
- ・ 特殊勤務手当の見直し
- ・ 非常勤特別職報酬の見直し
- ・ 町内会長報酬の見直し
- ・ 給与制度の見直し状況公表

【用語解説】

ニューパブリックマネジメント（新公共経営）

公的部門に民間企業の経営管理手法を導入することで、効率化や質的向上を図ろうとする行政運営理論で、顧客志向への転換、成果志向への転換、市場メカニズムの活用、運営しやすい組織編制などを特徴とする。

三位一体改革

国の地方への関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を拡大して地方分権を推進するという観点から、国庫補助金負担金の縮減、国から地方への税源の移譲、地方交付税の縮減を同時に行うとした小泉内閣の改革案。

NPO（ノン・プロフィット・オーガニゼーション：非営利組織）

利潤の追求や利益の分配を行わず、自主的・自発的に活動する組織・団体の総称。特定非営利活動促進法に規定する17の活動を行う団体については、一定の要件を満たせば法人格を取得することができ、狭義では、同法に基づいて設立された法人を指して用いられることもある。

ワンストップサービス

一度の手続で、関連する必要な手続を完了できるようにするサービス。特に、行政手続に関連して使われることが多い。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

サンセット方式

新しい事業や補助金を開始するにあたり、あらかじめ終期を設定しておくこと、或いは、一定の見直し期間を設けて、継続の必要性が乏しければ自動的に終了するように設定して導入すること。